

平成30年度事業計画書

1. 基本方針（事業目的）

当法人会は、法人会の理念の下、「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の更なる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、法人会活動の活性化のため、会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎ、諸施策に取り組む。

2. 主要な事業計画

- (1) 地域社会、地域企業の活力ある発展への支援活動の推進
- (2) 公益社団法人制度に対応した事業活動の推進
- (3) 納税意識の向上と税知識の普及活動の推進
- (4) e-Tax・eLTAXの普及推進
- (5) 組織の充実・強化（会員増強・退会防止）
- (6) 税制に対する調査研究と要望活動の推進
- (7) 税務を中心とした研修会を本部、地区、部会で開催
- (8) 広報誌の発行・ホームページの更新管理、一般市民に対しての広報活動の推進
- (9) 福利厚生制度の充実
- (10) 財政基盤の強化
- (11) 社会貢献活動の充実
- (12) 地区、委員会、部会活動の充実・強化
- (13) 関係機関との連絡協調

3. 各事業活動

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業（公1）

ア. 講座・講演・セミナー事業（公1-1）

- a. 研修会を開催する。（税制委員会）
- b. 新設法人説明会、決算法人説明会を開催する。（税制委員会）
- c. 税務記帳個別指導相談を開催する。（税制委員会）
- d. 年末調整説明会を開催する。（税制委員会）

イ. 税に関する広報活動事業（公1-2）

- a. 広報誌として「けやき」（世田谷法人会会報誌）を定期的に発行し、情報の伝達を図る。世田谷法人会の会員及び一般市民に対しての広報活動を積極的に推進する。（広報委員会）

第1号報告

- b. ホームページの内容の充実と適時の更新を図り、対外広報活動を推進する。
(広報委員会)
- c. 世田谷税務協議会の構成メンバーとして、一般市民に確定申告早期提出を呼び掛ける。(青年部会・広報委員会)

ウ. 租税教育事業(公1-3)

- a. 以下の地域イベントへ参加し、税知識の普及及び租税教育を行う。
 - ・せたがや環境フェスタ(第1地区)
 - ・太子堂ふれあいまつり(第2地区)
 - ・三茶ラテンフェスティバル(第2地区)
 - ・三茶de大道芸(第2地区)
 - ・桜まつり(第2地区・第3地区)
 - ・小泉公園ふれあいフェスタ(第5地区)
 - ・楽市楽座(第6地区)
 - ・祖師谷ふるさとフェスティバル(第8地区)
 - ・せたがやふるさと区民まつり(事業研修委員会)
 - ・わんぱく相撲世田谷区大会(青年部会)
 - ・せたがや産業フェスタ(青年部会)
- b. 税に関する絵はがきコンクールを開催する。(女性部会)
- c. 第32回法人会全国青年の集い(岐阜大会)に参加し、全国で志を同じく活動する法人会との情報交換を行う。(青年部会)
- d. 第13回法人会全国女性フォーラム(山梨大会)に参加し、全国で志を同じく活動する法人会との情報交換を行う。(女性部会)

エ. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業(公1-4)

- a. 第35回法人会全国大会(鳥取大会)に参加し、税制・税務に関する提言を行う。(総務委員会)
- b. 平成31年度税制改正に関するアンケートを実施する。(税制委員会)
- c. 世田谷区長及び世田谷区議会議長、地元国会議員へ税制改正、行政改革の推進に関する要望書を提出する。(税制委員会)

(2) 地域企業の健全な発展及び地域社会への貢献を目的とする事業(公2)

ア. 講座・講演会・セミナー事業(公2-1)

- a. 研修会を開催する。(地区・事業研修委員会・部会)

イ. 地域イベントへの参加(公2-2)

- a. 太子堂こどもマラソン・駒沢ふれあい広場なつまつり・祭リンピックに参加し、地域の発展・活性化に協力する。(第2地区・第5地区)

(3) 会員の交流に資するための事業(他-1)

- ア. 施設見学会・研修会・懇親会・納涼会・交流会・忘年会等を開催する。
(地区・部会)

- イ. 世田谷税務協議会の事業（納税表彰式等）に参加する。（総務委員会）
- ウ. 世田谷税務署新幹部署員の方々との顔合わせ会を開催する。（総務委員会）
- エ. 親睦旅行を開催する。（厚生委員会）
- オ. ボウリング大会を開催する。（厚生委員会）
- カ. 新年の集いを開催する。（厚生委員会）
- キ. 同好会を補助する。（厚生委員会）
- ク. 高齢者施設へ慰問に行き、民謡を披露する。（女性部会）

（4）会員の福利厚生等に資する事業（収－1）

- ア. 会員各位の健康維持及び増進を図るため、年2回生活習慣病検診（有料）を実施する。（厚生委員会）

（5）その他本会の目的を達成するために必要な事業（法－1）

- ア. 役員会を開催する。（地区・委員会・部会）
- イ. 年次報告会を開催する。（地区・部会）
- ウ. 全法連・東法連主催の研修会・講演会・委員会・理事会等へ参加する。
（総務委員会・税制委員会・部会）
- エ. 通常総会、正副会長会、常任理事会、理事会、監査会を開催する。
（総務委員会）
- オ. 「税のしるべ」を事務局に常備する。（総務委員会）
- カ. 9月～11月を会員増強月間として、会員増強運動を実施する。
（拡大組織委員会）
- キ. フォローアップセミナーを開催する。（拡大組織委員会）
- ク. 大型保障制度推進会議を開催する。（厚生委員会）
- ケ. 友誼団体事業へ参加する。（総務委員会・青年部会）